

告示

埼玉県告示第千三百九十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

狭山湖特別保護地区

二 区域

埼玉県所沢市上山地内における所沢市道五―千四百三十一号線と東京都指導局山口貯水池管理歩道との交点を起点とし、同地点から東京都水道局山口貯水池管理歩道に沿って南に進み、所沢市道五―七百五十八号線との交点に至り、同地点から所沢市道五―七百五十八号線に沿って南に進み、主要地方道所沢・武蔵村山・立川線との交点に至り、同地点から主要地方道所沢・武蔵村山・立川線に沿って南に進み、埼玉県と東京都の境界点に至り、同地点から境界に沿って西に進み、所沢市と入間市と東京都との境界点を経て入間市道四百六十一号線との交点に至り、同地点を右折して入間市道四百六十一号線に沿って東に進み、入間市道三百十号線との交点に至り、同地点から入間市道三百十号線に沿って北に進み、所沢市道五―千四百三十一号線との交点に至り、同地点から所沢市道五―千四百三十一号線に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（五百九十一―ヘクタール）

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

当該区域は所沢市及び入間市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、狭山湖及びそれに隣接する樹林地である。一帯は、アカマツ、ヒノキ及びスギ等の針葉樹林とミズナラ、ネコシデ及びエゴノキ等の広葉樹林で構成されており、多種多様な鳥獣が生息している。狭山湖は貴重な水辺として、渡り鳥の飛来場所になっており、また、その周辺の樹林地では、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において、国内希少野生動植物として指定されているオオタカ等の猛禽類が生息している。当該地域は、

昭和六十一年に特別保護地区として指定されており、引き続き、法第二十九条第一項の規定による特別保護地区に指定し、良好な鳥獣の生息環境を保全するものである。